

# ELNET会員入会申込書兼サービス利用申込書

ELNET会員規約に定める各条項を承認の上、ELNET会員として入会及びサービス利用を申し込みます。

宛先 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目12番6号  
株式会社エレクトロニック・ライブラリー行

サービス(プラン)名

ELデータベース

( FAX型、メール型、ELDB、その他一般用書式 )

取扱  (EL)  (代理店)

申込日 年 月 日

申込者	住所	〒 -		
	社名	フリガナ		
	部署名			
	役職名		電話番号	
	担当者名	フリガナ	FAX番号	
		印		

太線枠内をご記入ください。

以下の※印の項目について、申込者欄と同一の場合は記入不要。

利用先	住所※	〒 -		
	部署名※			
	役職名※			
	担当者名※	フリガナ	E-mail	
	電話番号※		送付先 FAX番号※	
	FAX出力 用紙サイズ	<input type="checkbox"/> A4 <input type="checkbox"/> B4 <input type="checkbox"/> B4/B5	始業時刻	
	指定がない場合はA4サイズとなります。			

請求先	住所※	〒 -		
	社名※	フリガナ		
	部署名※			
	役職名※			
	担当者名※	フリガナ	電話番号※	
	宛名	<input type="checkbox"/> 会社名御中 <input type="checkbox"/> 部署名御中 <input type="checkbox"/> 担当者名様		
	請求書 送付先 E-mail※	原則1アドレスとなります(メーリングアドレス等も可能です) 代理店扱いの対象外です。		

本社情報	〒 -	本社所在地※	
	代表者名	事業内容	

(契約時初回見積番号)

備考

- ELNET会員規約(定型約款)は利用契約の内容となります。
- お客様の個人情報は、株式会社エレクトロニック・ライブラリーの個人情報保護指針に基づき管理させていただきます。
- 上記の情報は、ELNETおよび各種サービスについてのご案内、サービスの提供、ご連絡のほか、審査、管理、その他お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するために利用させていただきます。
- 入金手続き終了後、株式会社エレクトロニック・ライブラリーより申込者控え(コピー)をお送りいたします。
- ID番号の交付をもって、ELNET会員への加入を承認いたします。
- 審査の結果等によっては、ご利用のご希望に沿えない場合がございますのでご了承ください。

当社記入欄

ID番号		交付日 (サービス 開始日)	
------	--	----------------------	--

(20231001)

## ELNET会員規約(定型約款)

本規約は、株式会社エレクトロニック・ライブラリー(以下当社という)が提供する会員制サービス「イーエルネット」(以下ELNETという)の利用にかかわる、当社とELNET会員(以下会員という)の間の規約を定めたものです。また、サービス毎に利用条件を定めた会員規約別紙(以下別紙という)を、当該サービスを受ける会員に交付します。この別紙は、本規約と一体のものとなります。

### 第1条(会員)

①会員とは、本規約(別紙を含む。以下同じ)を承認のうえ当社所定の申込書によりELNETへの加入を申し込み、当社が加入の承認をした法人・機関・団体・事業主をいいます(以下この申し込みと承認によって成立する契約を利用契約という)。  
②会員は、申込書に記載した利用先に限りELNETを利用することができます。

### 第2条(変更の届け出)

会員は、その法人名、住所、利用部署、担当者名、連絡先その他当社への届け出内容に変更のあった場合は、当社所定の様式に基づきすみやかに当社に届け出るものとします。

### 第3条(IDおよびパスワードの管理責任)

会員には、ELNETを利用するためのIDが交付されます。また、ELNETを利用する際に必要なパスワードについては、当社もしくは会員が決めることとします。会員は、会員のIDおよびパスワードの管理に責任をもち、第三者に漏洩しないものとします。会員は会員のIDによるELNETの利用料金について支払いの一切の責任を負います。

### 第4条(設備)

会員は、ELNETが利用可能なファクシミリ、回線、パソコンその他すべての機器、通信ソフトウェア、消耗品等を自己の負担において備え、これらをELNETの情報やデータを受信できる状態にするものとします。また、会員は何らかの機器の故障等が発生した場合、自己の負担において修復し、当社に連絡するものとします。

### 第5条(ELNET受信用メールアドレス、ファクシミリ番号の指定)

会員は、ID毎に会員のメールアドレスやファクシミリ番号をELNET受信用として指定するものとします。

### 第6条(料金、請求)

①当社は、別紙に定める(ただし、当社は別の文書で定めることがあり、この文書は別紙の一部である)利用料金をもってELNETの提供を行います。ELNETの利用料金の請求は、毎月末日を締日とし当社が会員のID毎に集計した利用明細に基づき、当社または取扱い代理店(以下代理店)から請求されます。会員は、当社または代理店が定める条件により支払うものとします。

②当社は、別紙に定める利用料金を、会員に対し1ヵ月前までに文書もしくはサービス画面または当社が別途定める方法で通知したうえ改定することができます。

### 第7条(情報やデータの取扱い)

①ELNETより提供される情報やデータに係る著作権(ELNETより提供される情報やデータに第三者の知的財産権が存在する場合にはその利用許諾権を含む)は、各情報提供者または原著作者に帰属します。また、ELNETのデータベースの編集著作物としての著作権、その他知的財産権は当社に帰属します。

②会員は、ELNETより提供される情報やデータについて、ELNETで定めた方法によるディスプレイ上の表示またはプリントアウトの範囲で利用するものとします。複製、加工、改変、送信、転載、販売等の譲渡、貸与、出版、電子データとしての保存、第三者への公表または利用、その他前項の著作権もしくは知的財産権を侵害する行為をしてはならないものとします。ELNETに関するマニュアル、キーワード集、アプリケーション

等についても同様とします。ただし、サービス毎に定める利用条件がある場合に限り、その条件に従った利用ができます。

### 第8条(免責)

①当社は、ELNETのサービスの提供ができなかった場合、中断した場合及び遅延した場合(以下不履行等という)には、会員またはそれ以外の第三者の直接もしくは間接的に生じた損害について責任を負いません。

②ELNETへの情報提供者または原著作者、代理店は不履行等についていかなる責任も負いません。

③当社は、ELNETを通じて提供される情報やデータの内容については、いかなる保証も行いません。

### 第9条(本規約の変更)

①当社は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合は、ELNETサービス料金とその他販売条件などは、変更後の規約によるものとします。

②前項における、本規約の変更は、文書もしくはサービス画面または当社が別途定める方法で、随時会員に通知します。

### 第10条(有効期間)

①利用契約の有効期間は当社が加入を承認し、会員がIDの交付を受けてサービスの利用が可能となった日から、その日を含む月の翌年同月の前月末日までとし、有効期間満了の日の前月末日前までに会員、当社いずれからも文書による解約の申し出がないときは1年間延長するものとし、以後も同様とします。

②利用料金は、前項のサービスの利用が可能となった日から発生します。

③当社が会員に利用料金の改定を通知し、会員が改定日の15日前までに当該改定に応じない旨文書で通知した時には当該改定日の前日を以て利用契約は終了します。

④会員に次の事実が生じた場合には、当社は何らの通知、催告なくして利用契約を解除し当該のIDを無効にすることができます。

ア)会員が利用契約もしくは本規約に定める各条項のいずれか1つにでも違反したとき

イ)会員が差押え、仮差押え、滞納処分、手形小切手の不渡処分(電子記録債権の支払不能通知を含む)を受けたとき

ウ)会員につき破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき

エ)会員につき任意整理が開始されたとき、その他会員の経済状況が悪化したと認められるとき

⑤利用契約の有効期間内にサービスの中途解約をする場合有効期間満了までのサービス料金を一括して支払うものとします。

### 第11条(暴力団、反社会的勢力の排除)

会員及び会員の役員等の構成員は、次の各号のいずれも該当せず、次の各号のいずれにも関与していないことを表明し、保証します。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業

②前号以外で、反社会的勢力に該当する者。反社会的勢力とは、暴力等による威力や詐欺的手法を利用して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいう。

### 第12条(権利義務の譲渡)

会員は当社の書面による同意なしに本規約に係わる如何なる権利および義務も譲渡することはできません。

### 第13条(その他)

本規約に定めのない事項ならびに本規約に関する疑義が生じた場合、当事者が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

(20200401)

## ELNETのサービス

## ELデータベース

ELデータベース会員がご利用できるサービスは以下となります。

ELデータベース (ELDB、イーエルデータベース)		ELNETに蓄積された新聞・雑誌等を対象に検索することができます。記事原文・テキスト・記事データはパソコン画面上で表示・印刷できます(印刷は出力指示毎に1部のみとなります)。また、記事原文は利用部署のFAXに出力することもできます。 サービス時間 - 24時間
	休止日なし	
代行検索		電話等でのご依頼に応じて、ELDB他のデータベースを代行検索し、結果を利用部署のFAXに送信します(郵送となるサービスもあります)。
代行検索他のサービスデスク 受付時間帯	平日 土曜日、日曜日、祝日	受付時間 - 9:30～18:00 サービス休止

- 各サービスでのFAX出力時間は、平日・土曜日・祝日は2時～21時、日曜日はサービス休止となります。
- 年末年始はELDB以外はFAX出力を含めサービスを休止します。
- 上記の他、システムの保守・改善のため臨時にサービスを休止させていただくことがあります。

## ELデータベース料金表

(1)当初料金	1契約毎 加入月に毎月の料金に加えてご請求いたします。	30,000円
---------	--------------------------------	---------

(2)毎月の料金 毎月のご利用額は、下記の①基礎料金、②使用料金(従量料金)、③その他の料金を合算した額になります。

①基礎料金	1契約毎 利用開始月から適用されます。 毎月、下記の②と③の料金に加算される料金です。 ②と③のご利用がない場合も、当該料金は課金させていただきます。	5,000円/月
-------	--------------------------------------------------------------------------------------	----------

②使用料金  
(従量料金)

		ELDB
記事データ出力料金	1件毎に	5円～10円 <sup>注2</sup>
記事原文出力料金 <sup>注1</sup>	新聞 1件毎に	100円～300円 <sup>注2</sup>
	雑誌 1ページ毎に	100円～400円 <sup>注2</sup>

代行料金(処理内容に応じた料金となります)	代行検索1回毎に	代行サービス料金(1,000円より)+ELDB実費
-----------------------	----------	---------------------------

蓄積当日のELclipの新聞を対象にした代行検索の記事原文出力料金は、ELclipの料金が適用されます。

FAX送信料金		電話網(G3)
・記事原文出力 1件(orページ)毎に		市外局番03地域 10円
・IP電話(050局番等)は「電話網(G3)」「その他の地域」を適用 <sup>注3</sup>		04地域 10円
・海外への送信は別途ご相談下さい。		その他の地域 10円

郵送料金 (切手代含む)	記事原文出力50件(ページ)まで 以降50件(ページ)毎に	500円/回 +200円
-----------------	----------------------------------	-----------------

③その他の料金	ユーザー講習会参加費(追加ご利用分)等その他必要に応じて料金を設定させていただきます。
---------	---------------------------------------------

- 注1. FAX出力とPDF表示で料金の異なる紙誌があります。本文テキストを提供する新聞があります。  
 注2. 記事データおよび記事原文の出力料金は紙誌により異なります。詳細は当社ホームページでご覧いただけます。  
 注3. IP電話を使用したFAX出力については回線状況によりFAX出力が正常に行えない場合があります。

- ご請求額には、ご利用総額に対して別に消費税等が加算されます。